

◆お薬の一般名処方について

現在医薬品の供給が不安定な状態になっております。厚生省の指示により、薬局において円滑にお薬が受け取れるよう、当院では一般名処方（お薬をメーカーを問わずに記載すること）を行っております。

趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

◆生活習慣病管理加算について

当院では、令和6年6月の診療報酬の改定において、これまで算定してきた

『特定疾患療養管理料』から個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』を算定することになりました。この改定では医師が、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを治療している患者様個々に応じた目標設定、具体的な指導内容、検査結果等を記載した『生活習慣病療養計画書』を作成することになります。計画書には患者様にご署名をいただく必要があります。

当院では患者様の状態に応じて28日以上 of 長期の処方・リフィル処方箋の発行を行うことが可能です。

※患者様の状態に応じて対応するものであり、医師が判断します。

患者様の希望により行われるものではありません。